

豊田真穂編 (人文書院、2024年)

優生保護法のグローバル史

貴堂 嘉之*

2024年7月3日、最高裁は「旧優生保護法は憲法違反である」とし、国に賠償を命じる判決を下した。1948年に成立した同法は1996年までの48年間、精神障害や知的障害などを理由にした断種／不妊手術を認め、その数は2万5千人に上るとされる。「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とした同法下での断種／不妊手術は、戦後最大の人権侵害とも呼ばれる。

この被害者に対して国の救済が始まる歴史的転換期に、本書はグローバルな視点から同法を検証すべく、以下の歴史的問いを投げかける。「ナチ・ドイツによる悲劇を目撃した戦後の世界で、優生保護法が成立することが可能となったのは、一体なぜなのか」、「人間の「質」に優劣を定め、劣った形質の者の生殖機能を強制的に奪うことを規定した法律を、基本的人権を盛り込んだ新憲法を自ら起草するまでした連合国最高司令官総司令部 (GHQ／SCAP) は、なぜ認めたのか」(14頁)と。

優生保護法に関する研究は膨大にあり、松原洋子、市野川容孝、利光恵子、荻野美穂、藤野豊、田間泰子らが、科学史、生命倫理、ジェンダー論、日本近現代史から各々に接近を試みてきた。これら同法下での断種／不妊手術、人工妊娠中絶、家族計画の政策・実践を個別に深く検討するアプローチとは異なり、本書は、優生学の名のもとに人口の「質」を管理する法律の側面と、中絶の合法化と避妊の促進という人口の「量」を調整する手段を確立する法律の側面という、「質」と「量」の問題としてこれらを整理してその関係に着目し、これを同時代のグローバルな優生学運動や純血政策 (人種主義)、人口政策の中に位置づけ検証することを試みた (16頁) 野心的な国際共同研究である。

本書は4部構成で、全部で11の論考からなる。第1部では、優生学が科学的権威を失う時期である1930年代から戦中・戦後初期の米独英の動向が

分析され、戦勝国の優生学者らがナチ優生学との切り離しを図り、戦後優生学への橋渡しをお膳立てする様子が描かれる。小野論文では、米国内で人種的・階級的な要素の排除が主張される様子を、紀論文では独で行われた米国主導の法律家裁判の検証を通じて、ナチ断種法の不法性が問われることなく、それが結果として優生保護法成立へのお墨付きを与えたと論じる。寺尾論文は、英優生学が「リベラルな優生学」を自称し個人の自発的な選択としての避妊や断種を推奨した様子を描き、ブラッカーらが優生保護法を肯定的に評価した背景を分析している。

第2部は、戦後の過剰人口という問題群を扱うパートで、「第三世界」における人口抑制プログラムや家族計画がいかに求められていたのかをコネリー論文は整理する。全体としては、優生保護法の「量」の管理の側面とグローバルな人口抑制策の連関を論じることで、新たな優生保護法史を拓こうとしている。デ・マトス論文では、日本の占領統治に参加したオーストラリアによる反応を、「白豪主義」的な移民政策と関連づけながら、日本人移民の流入を阻止する方策として論じられたとの指摘が興味深い。保明論文は、優生保護法下の不妊手術・中絶・受胎調節の「地続き性」に着目するとともに、占領下日本の「トランスナショナルな交流の産物」(日本人だけでなくGHQ／SCAPの職員も非公式ながら策定に関与)として同法を捉える (168頁) ことで、従来の見立てを刷新している。

第3部は、優生保護法による中絶合法化の側面に注目し、そこに純血政策としての顔を見る。竹内論文では、日本の優生学が「民族」「混血」という概念を戦前・戦後を貫き継続させていたことを「貫戦史」として提示する (199頁)。この点は日本におけるレイシズムと優生学の関係を問う意味でも重要で、コブナー論文ではさらに、占領軍

* 一橋大学大学院社会学研究科教授

兵士と日本人女性のフラタニゼーションや「GIベビー」をめぐるパニックが検証されている。こうなると、混血児の出生防止が同法成立の背景にある可能性が浮かび上がるわけだが、有賀論文では、1950年代～60年代に実施されていた日米混血児を対象とした国際養子縁組事業を取りあげ、これが混血児にいかなる帰結をもたらしたかを検討している。

最後の第4部は、優生保護法の成立後に同法がモデル法となり、アメリカ統治下の琉球（沖縄）と韓国においていかに参照されたかが描かれる。豊田論文は、「人口過剰」問題を抱えた沖縄で、琉球列島米国民政府（USCAR）がほぼ同一内容の法制定を支持したものの、それが阻まれる背景を探っている。玄論文は、竹内論文と同じく「貫戦史」（植民地遺産と冷戦的断絶の二項対立を超えて）の視点から、植民地時代以来の日韓の医師らの交流を追い、1973年に「母子保健法」が制定されるまでの過程を検証する。

以上が本書の各論文のまとめである。評者はまず、一国史の枠組みのなかでの先行研究をのりこえ、グローバルな優生学運動史のなかに日本の優生保護法を位置づけ直し、その多面的な理解をもたらす国際共同研究の成果を生み出した編者の挑戦に最大限の敬意を表したい。日本の研究者と、米・英・豪・韓国の各大学に籍をおく研究者がタグを組み、すべての章が有機的につながっている共同研究の模範のような論集といえよう。

本書の最大の功績は、日本の優生保護法が、戦前と戦後の優生学をつなぐ回路を切り拓いた法律として国際的にも重要な役割を果たし、この法律自体が日米合作、あるいはトランスナショナルな優生学運動との共犯関係の産物とみなしうることを提示したことではないか。日本で広く読まれた米本昌平ほか編『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』（講談社現代新書、2000）では、「ナチズム＝優生社会＝巨悪」の図式からの離脱が提唱された。英を優生学の始発駅、独を終着駅とする思考停止状態から脱し、どのように戦後へとつながり、新優生学の時代へと展望

がひらけるのかが問われた。近年の研究史では英独をつなぐ米国の優生学運動に注目が集まっているが、本書でも世界初の断種法を制定した米国が日本を占領し、ドイツの戦争犯罪を裁く国際法廷を仕切ったことの重要性が浮かび上がる。

グローバル史の分析視角によって、あらためて第一次世界大戦以降の優生学運動は、英独米などが互いに相互参照しつつ推進した、トランスナショナルな複合的な運動体としての性格を持っていたことが明らかになった。都合よくナチ優生学との切り離しを行いつつ、戦後にマーガレット・サンガー由来の産児調節／家族計画、人口政策が継承され、1970年代に本格的に優生学が批判の目にさらされるまで、断種を含む優生学実践は延命させられたのである。このトランスナショナルな関係性の構築では、サンガーと加藤シズエ、あるいはクラレンス・ギャンブルなど注目すべき人物がすでに判明していたが、本書では日本においても古屋芳雄という、国際的な人脈を持つ人物が複数の章に登場しているのが興味深い。古屋は、戦前には厚生省の技官として国民優生法の立案に関与し、戦後には人口政策としての受胎調節に注力し、国立公衆衛生院で受胎調節普及のパイロット事業を行った。そもそもこの施設はロックフェラー財団から寄贈されたものであり、米国との深い関係など今後のさらなる検証が待たれる。

今後の研究の広げ方としては、量の統制という観点から、米国や日本の移民事務との関係（1924年移民法は優生学者の関与の産物、日本の「過剰人口」対策と戦後のブラジル移民など）を総合的に検証する作業や、「モデル法」としての検証作業としては沖縄・韓国のみならず、戦後中国についても「一人っ子政策」を含めて検証できるとより世界発信できる共同研究となるのではないか。

以上、評者なりのコメントを述べてきたが、本書が日本の優生保護法のグローバルな歴史的意義を新たに提示する成果として広く読まれるべき研究書であることはいうまでもない。本書による問題提起が国際的な評価を得て、これに続く研究が現れることを期待したい。